

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
許 認 可 等 名	徳島市社会福祉センターの利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市社会福祉センター条例	
根 拠 条 項	第6条	
連 絡 先	(電話 621-5563)	
審 査 基 準	<p>利用手続</p> <p>1 使用の許可申請 センターを利用しようとする者は、徳島市社会福祉センター利用申請書（徳島市社会福祉センター条例施行規則別記様式第1号。以下「利用申請書」という。）にて、あらかじめ市長にその旨を申請しなければならない。</p> <p>2 利用の承諾 市長は、利用申請書を受取り、審査し、承諾する場合は、徳島市社会福祉センター利用承諾書を交付する。</p> <p>3 受付 利用しようとする者は、原則、利用月の前月1日より申請することができる。 受付は、開館日における午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p>4 利用回数等 原則制限はないが、運営上、週1回を限度とし、空室状況に応じて、先着順とする。</p> <p>5 使用料等 会議室を除くセンターの利用は無料とする。 会議室の利用については、条例別表1、2に定める使用料を徴収する。 利用の承諾時に納入通知書を発行し、利用しようとする日の前日までに納付するもの。 ただし、当日利用申請をする者は、利用時間前までに納付し、その旨を利用時に受付にて提示するもの。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和3年4月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 3日（休日を除く）</p> <p>（設定しないものについてはその理由）</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和3年4月1日最終変更）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査基準</p>	<p style="text-align: center;">基準</p>	<p>社会福祉センターの利用制限 つぎに該当する場合は、利用を制限する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合 2 施設又は設備を破損するおそれがあると認められる場合 3 その他公益上又は管理上適当でないとして認められる場合 <p>「その他公益上又は管理上適当でない」とは、営利目的や宗教活動を行う者又は団体が利用する場合とする。</p> <p>社会福祉センターの利用承諾の審査基準 センターは、老人、身体障害者の健康保持又は訓練等福祉の増進を図る目的とする場合に、広く老人、身体障害者その他市長が必要と認める者及びその団体に対し、その利用を承諾する。</p> <p>「その他市長が必要と認める者及びその団体」とは、社会的弱者又はその団体等及びその者を支援する団体等をいう。</p> <p>老人は65歳以上の高齢者をいう。</p> <p>ただし、利用者のうち対象者が1/2以上である場合に限る。</p> <p>会議室においては、この限りではない。空室の状況に応じて、前述の利用制限に抵触しない者又は団体に対して、利用を承諾する。</p>
---	---------------------------------------	---